

平成29年12月27日
大阪税関業務部

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税の発動について
(お知らせ)

中国産の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対しては、平成29年9月2日から平成30年1月1日までの間、暫定的な不当廉売関税を課することとなっておりますが、今般、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」(平成29年政令第323号)が制定されたことに伴い、下記のとおり、不当廉売関税が発動されることになりましたので、お知らせします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第3907.61号に掲げる物品(高重合度ポリエチレンテレフタレート)で、平成29年12月28日から平成34年12月27日までの期間に輸入されるもの(中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。))を原産地とするものに限る。)

なお、平成29年12月27日までの期間内に輸入される高重合度ポリエチレンテレフタレートに対しても、今般の政令改正に伴い、暫定的な不当廉売関税に代えて不当廉売関税が課されることとなります。

2. 発動後の税率

一般の関税+53.0%(ただし、下表の左欄に掲げる生産者により生産された高重合度ポリエチレンテレフタレートにあつては、それぞれ同表の右欄に定める税率)とする。

| 生産者 | 税率 |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------|
| グアンドン・アイヴイエル・ペット・ポリマー・カンパニー・リミテッド(GUANGDONG IVL PET POLYMER CO., LTD.) | 一般の関税+39.8% |
| ジャンイン・シンタイ・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド(JIANGYIN XINGTAI NEW MATERIAL CO., LTD.) | 一般の関税+39.8% |
| ジャンイン・シンユー・ニュー・マテリアル・カンパニー・リミテッド(JIANGYIN XINGYU NEW MATERIAL CO., LTD.) | 一般の関税+39.8% |
| ジャンスー・シンイエ・プラスチック・カンパニー・リミテッド(JIANGSU XINGYE PLASTIC CO., LTD.) | 一般の関税+39.8% |
| チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド(ZHEJIANG WANKAI NEW MATERIALS CO., LTD.) | 一般の関税+51.0% |

| 生 産 者 | 税 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| チャイナ・リソーシース・パッケージング・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (CHINA RESOURCES PACKAGING MATERIALS CO., LTD.) | 一般の関税 + 51.4% |
| ドラゴン・スペシャル・レジン (シアメン) カンパニー・リミテッド (DRAGON SPECIAL RESIN (XIAMEN) CO., LTD.) | 一般の関税 + 39.8% |

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313)までお問い合わせください。